平成２８年（フ）第１７９号
栃木県栃木市今泉町２丁目８番33号
債務者　坂本祐紀子
1　決定年月日時　平成28年５月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３４３号
東京都日野市平山４丁目18番地の１都営日野平山４丁目アパート６―208
債務者　鈴木　利子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４３号
岡山市北区田中164番地104シャンポールながせＢ202、旧住所高知県四万十市中村四万十町20番地５コーポ四万十１号館403
債務者　小野　裕実（旧姓大隅）
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２５号
岡山市中区国富３丁目10番３号
債務者　藤原　信男
1　決定年月日時　平成28年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６１号
静岡市清水区天王東４番13号　アネックス天王202、旧住所静岡市駿河区谷田４番１号アートヒルズヤダ201
債務者　松永　早織
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３０２７号
東京都墨田区墨田３丁目１―18　二葉ビル３Ｆ
債務者　浅見ゆかり
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０７８号
東京都渋谷区笹塚２丁目30―14―103
債務者　仙石　智子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０８７号
東京都八王子市南大沢４丁目10―１―304
債務者　福岡　順子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７１４号
横浜市緑区青砥町172番地53　グロリアハイツ202号
債務者　小塚　邦弘
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４号
沖縄県中頭郡読谷村字大木39番地
債務者　長浜　宗昭
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第４３号
沖縄県うるま市西原684番地　ローズガーデン202号室、住民票上の住所沖縄県沖縄市嘉間良２丁目１番50号
債務者　大里　勇二
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第４６号
沖縄県宜野湾市我如古２丁目13番10―205号エスポアール
債務者　伊波　兼誠
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第５４号
沖縄県うるま市喜仲１丁目３番11―101号ローレルコンフォート
債務者　吉里　　勤
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１４２６号
東京都北区桐ケ丘２―４―N41―206
債務者　菊地　栄子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月14日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１０５号
東京都大田区鵜の木１丁目25―４―101
債務者　中嶋　光雄
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月14日午後４時
東京地方裁判所民事第20部